

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年11月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500210 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500051 号

第1 結論

- 1 請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月 16 日から同年 6 月 17 日まで
② 昭和 59 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

昭和 58 年 3 月 24 日から昭和 59 年 6 月 16 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたが、年金記録の資格喪失年月日が相違していることから、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、A 社を退職後、職業安定所の紹介により、C 社に昭和 59 年 6 月 30 日から勤務したが、年金記録の資格取得年月日が相違していることから、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A 社に昭和 59 年 6 月 16 日まで勤務していたと主張しているところ、請求者の同社における雇用保険の離職年月日は、同年 5 月 15 日であることが確認でき、オンライン記録の資格喪失年月日（離職日の翌日）と符合している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 59 年 5 月 16 日と記録されている上、当該資格喪失日が訂正された形跡は見当たらない。

さらに、B 社の事業主は、請求者に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A 社において請求者が同僚として名前を挙げている者を含む複数の同僚に照会を行ったが、請求者の退職日を特定できる回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和59年6月1日と記録されているところ、請求者は、同社に同年6月30日から勤務したと主張している。

しかしながら、請求者のC社における雇用保険の資格取得年月日は、厚生年金保険の資格取得日の前日である昭和59年5月31日であることが確認できるほか、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票から同社の資格取得年月日は、同年6月1日と記録されている上、当該資格取得日が訂正された形跡は見当たらない。

また、C社は既に解散しており、後継事業所であるD社の事業主は、請求者に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者が請求期間②において厚生年金保険の被保険者要件を満たしていなかったことを確認することができない。

さらに、C社において請求期間②に被保険者記録のある複数の同僚に照会を行ったが、請求者の入社日を特定できる回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間②における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間②における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。